

令和6年度

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

宮城県監査委員

宮監委第48号
令和7年9月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由加里
宮城県監査委員 宮 川 耕 一

令和6年度宮城県内部統制評価報告書審査意見書について

「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、別添のとおり意見書を提出します。

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和6年度宮城県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点及び実施内容

宮城県知事が作成し審査に付された令和6年度宮城県内部統制評価報告書について、宮城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点から審査した。

審査は「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（令和6年3月改定、総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で行い、加えて、監査等において得られた知見を活用した。

3 審査の結果

令和6年度宮城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果については相当である。

【重大な不備の発生状況】

評価の過程で以下5件の「重大な不備」が認められたが、複数人による事務引継の徹底、担当窓口の一本化とチェック体制の強化、学校徴収金取扱マニュアルの改正など、内部統制の不備に対する是正措置を講じることとされている。

- (1) 不動産取得税の課税漏れ（2件）
- (2) 国交付金活用事業の実績報告誤り
- (3) 県営住宅の家賃の過大徴収
- (4) 部活動費会計の不適正な取扱い

令和6年度の重大な不備の発生件数は5件であり、前年度より1件増加している。そのうち県営住宅の家賃については、法令等の解釈を誤り長年に渡り家賃を過大徴収していた事案が判明したものであり、県民に大きな影響を及ぼす不備が昨年引き続き発生している。さらに、県立学校における私費会計の取扱いについては、3年連続で不適切な事務処理が発生している。過去に発生した不適切な事務処理を契機に改正された「学校徴収金取扱マニュアル」の遵守が徹底されていないなど、再発防止策への取組が不十分であったと断言せざるを得ない。昨年度においても県立学校におけるガバナンスの確立を強く求めたところであるが、「学校徴収金取扱マニュアル」の遵守を現場に徹底させるなど、実効性のある取組を更に強化し組織として再発防止に努めることを強く求める。

4 意 見

(1) 重大な不備とリスクの管理

内部統制の不備の件数は、令和2年度以降毎年減少しており、内部統制が徐々に職員へ浸透しその成果が表れているものと評価できる。一方、重大な不備については、税務事務において昨年度の自動車税種別割の課税誤りに続き、適切な事務引継が実施されなかったことなどにより、不動産取得税の課税漏れが2件発生している。また、国交付金活用事業の実績報告誤りにより県費の持ち出しが発生しているが、国庫補助金等については、過去においても「重大な不備」が繰り返し報告されている。事務引継の不備や国庫補助金等の不適切な事務処理については、その原因の根本がどこにあるのかを検証し、重大な不備が判明した場合は、重点

リスクに係るリスク回避実践チェックポイントの内容を適時に加筆修正するなど、過去の事例を教訓とした全庁的な情報共有とリスク管理の在り方について検討を求める。

(2) 統制活動

令和6年度においても内部統制の不備件数は減少傾向にあるが、その減少率は前年度に比較しペースダウンしている。業務分類別の内訳によれば、支出に関する不備の減少率は比較的高く「業務フロー図」、「チェックシート」、「進行管理表」のいわゆる3点セットの整備が進みつつあり、各所属において内部統制が定着し始めた結果であると思料される。一方で、財産に係る不備は増加しており、財務規則第144条に基づく備品の照合が正しく行われていない所属が定期監査でも散見されている。令和3年度の行政監査においても確実な備品管理について指摘しているが、備品管理を内部統制上の課題として重点リスクに掲げるなど組織として取り組むことを徹底されたい。出納局では、本庁における備品管理に関して新たな取組を検討中であり、各所属に対する有効な支援となることを期待したい。また、県立学校において3年連続で発生している私費会計の不適切な事務処理については、教育庁で試行されている「学校間相互調査」を実効性のある取組とし、職員の相互理解と牽制機能の強化を実現されたい。

(3) モニタリング

本県独自の取組として実施している内部統制動的モニタリングシステム「みやぎファインプレーポイント」や内部統制多所属間双方向検証「マルチアングルゼミナール」については、職員間の情報共有や優良事例の水平展開に有効な取組であり評価できるが、得られた効果や成果を把握するとともに全庁で共有し、更に職員へ浸透させる取組とすることを求める。

「みやぎファインプレーポイント」に関しては、導入後5年が経過しているが投稿実績が無い所属や投稿件数が少ない所属も多数あるので、投稿する機会を増やす取組の一つとして、チャット機能等新たなコミュニケーションツールを活用するモニタリングの手法についても今後検討されたい。また、「みやぎファインプレーポイント」は、財務事務に限らず日常業務の中で把握した有益な情報を提供する機会であることを再度各所属に周知されたい。

(4) まとめ

県においては、キャッシュレス化の推進や電子契約サービスの導入、さらには少額随意契約の限度額の引き上げなど新たな取組が始まっており、今まで想定されていないリスクが今後発生することも考えられる。また、庶務業務の集約化が今後更に加速することが想定される中、内部統制推進部局においては、新たな取組や集中管理等に見合ったリスクの管理など、予防的な対策の強化

を図り、組織全体のガバナンス力の向上を目指し内部統制制度を有効に機能させる体制を確立していくことを求める。さらに、コミュニケーションを活性化させる「オフィス改革」やICT・AIを活用し業務効率化を進める「働き方改革」が内部統制制度と連動し、県全体のマネジメント力の向上に資する有意義な取組となることを求めるものである。

令和7年4月の内部統制行動計画の改正においては、標準的なリスク対応策の拡充などのほか、内部統制推進部局事務局に県政情報・文書課を加えて体制強化を図っており、今後の成果に期待するところである。